

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定番号	種類	名称等	発行者	指定理由
六五六六	雑誌	ENTERTRAINMENT Dash 実話 Special 2月号 (02059-02)	株式会社晋遊舎	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六七	雑誌	BLACKBOX 2014年2月号 vol.87 (17843-2)	マイウェイ出版株式会社	
六五六八	雑誌	BLACKザ・タブー vol.11 (68511-84)	ミリオン出版株式会社	

（青少年・男女共生課）

福島県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日
うめつLS内科クリニック	福島市松浪町二―三一	平成二十五年一月一日
アップル薬局卸町店	同 市鎌田字卸町一五一―四	平成二十六年一月六日
栗城宏昌歯科医院	同 五ビル二階 会津若松市館脇町四―七	平成二十五年一月一日 （社会福祉課）

福島県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	
	変更前	変更後
しのお薬局文京店	クオール薬局文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七―三六

（社会福祉課）

福島県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	廃止年月日
斎藤整形外科医院	福島市森合字川前一六一五	平成二十五年二月三十一日
うめつLS内科クリニック	同 市旭町九―二七	同 一年一月三〇日
浜崎小児科医院	同 会津若松市日新町一三一―四八	同 月六日 （社会福祉課）

福島県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十六年二月十四日

（社会福祉課）

名 称
塩田博文歯科

所 在 地
東白川郡棚倉町新町五二一

福島県知事 佐藤雄平
指定辞退年月日
平成二十六年一月一日
(社会福祉課)

福島県告示第七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 住 所
金子 紀美子 福島市森合字西谷 中央在宅マッ
地二二二七 サージ 福島市三河北町二一 平成二五年一
八三〇六 二月九日
(社会福祉課)

福島県告示第七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 住 所
菅野 ゆかり 本宮市本宮字千代 明療ヘルスケア 本宮市本宮字塩田八 平成二六年一
田一〇一一 ア鍼灸接骨院 二一一 月二七日
(社会福祉課)

福島県告示第七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住 所	名 称		所 在 地
		変 更 前	変 更 後	
増子 政次	郡山市大槻町中 柵三〇一	在宅訪問マッ サージあいの 二本松店	在宅訪問マッ サージあいの 向日葵店	二本松市竹田二一 一八七―四
須藤 時子	郡山市富久山町 久保田字大原一 一六一―三八	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
健康倶楽部 あいつ居宅 介護支援事業所	河沼郡会津 坂下町惣六 一〇	医療法人社 団平成会	福島県大沼郡会 津美里町荻窪字 上野一八五	平成二五年 一二月一日	居室介護 支援事業
只見町国民 健康保険朝 日診療所訪 問看護	南会津郡只 見町大字長 浜字久保田 三二	只見町	同 県南会津郡 只見町大字只見 字雨堤一〇三九	同 日	訪問看護 介護予 防訪問看 護

ニチイケア センター西 川	須賀川市新 町一一一	株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二一 九	平成二六年 二月一日	通所介護 介護予 防護所介 護
さんあい指 定居宅介護 支援事業所	同 市森 宿字狐石一 二九一七	医療法人三 愛会	福島県須賀川市 森宿字狐石一二 九一七	平成二四年 四月一日	居宅介護 支援事業 介護予 業 防護事 業
訪問看護ス テーション きらり	相馬市小野 字下薬師堂 六一 グラ ンヒルズ小 野二〇二	エルターウェ ルフケアヴィ レッジ株式 会社	同 県相馬市小 野字下薬師堂二 一四	平成二六年 二月一日	訪問看護 介護予 防護所看 護
JWS陽だ まりの郷指 定居宅介護 支援事業所	二本松市表 二一七七二	日本福祉サ ビス株式会 社	同 県二本松市 表一五四七一 一六一二〇六号 室	同 年 一月一日	居宅介護 支援事業
JWS陽だ まりの郷デ イサービス センター	同	同	同	同 日	通所介護 介護予 防護所介 護
保原薬局本 店	伊達市保原 町字城ノ内 五七一	株式会社福 島医療サー ビス	同 県伊達市保 原町字城ノ内五 七一	平成二五年 九月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防護事 業 養管理指 導
J Aみちの く安達居宅 介護支援事 業所とも や	本宮市本宮 字戸崎四一	みちのく安 達農業協同 組合	同 県本宮市本 宮字戸崎四一	同 年 一二月一日	居宅介護 支援事業 介護予 業 防護事 業

まいんど万 世二番館	同 市本宮 字万世一三 四一一	株式会社マ インド	同 市本 宮字中條一六一 二	同 日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護
---------------	-----------------------	--------------	----------------------	-----	--

(社会福祉課)

福島県告示第七十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
ニチイケアセ ンター西川	須賀川市堀底町 七 コーポタナ カ一〇二	須賀川市新町一 一一	株式会社 ニチイ学 館	東京都千代田区 神田駿河台二一 九

(社会福祉課)

福島県告示第七十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
池田温泉病院	須賀川市西川字隠久保一三六	医療法人三愛会	福島県須賀川市森宿字狐石一二九一七	平成二十四年三月三十一日	居宅介護支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第七十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年二月一日救急病院として認定した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	認定有効期限
総合病院福島赤十字病院	福島市入江町二一―一三二	平成二十九年一月三十一日
一般財団法人大原綜合病院	同 市大町六一―一	同
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四	同
公立藤田綜合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一四	同
医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡一四九	同
一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海五一―二四〇	同
公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	同 市駅前一―一―一七	同
公益財団法人星綜合病院	同 市向河原町一五九―一	同
一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	同 市八山田七―一―一五	同
医療法人明信会今泉西病院	同 市朝日二―一―一八	同
公立岩瀬病院	須賀川市北町二〇	同
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町二一―一六	同
竹田綜合病院	会津若松市山鹿町三―一二七	同
会津中央病院	同 市鶴賀町一―一	同
医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院	喜多方市松山町村松字北原三六四三―一	同
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生綜合病院	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	同
公立相馬綜合病院	相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	同

医療法人相雲会小野田病院	南相馬市原町区旭町三―一二	同
いわき市立総合警城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原一	同
松村綜合病院	同 市平字小太郎町一―一	同
呉羽綜合病院	同 市錦町落合一―一	同

(地域医療課)

福島県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から平成二十六年一月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月六日認可した。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	会津若松市神指町大字北四合字上吉六一〇五番一地从先から 同 市神指町大字北四合字上吉六一一一番地先まで	変更前	A 四・〇〇 五・〇〇	二七三・〇
		変更後	A 四・〇〇 五・〇〇 B 一五・四	二七三・〇 二八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道壺楊 本町線	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字南浜二二八番七八 地先から	変更前	A 五・六 三二・六	五三三・五
	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字南浜二二八番七八 地先から	変更後	A 五・六 三一・六	五三三・五
同 郡同 町大字関 都字上ノ山二二一 番ハ地先まで	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字前浜七〇番一地先 から	変更前	B 一三・〇 三七・〇	三八一・〇
	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字前浜七〇番一地先 から	変更後	B 一三・〇 三七・〇	三八一・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三三九号	いわき市平字北目町五 五番一地先から	変更前	九・〇	七三・〇
	同 市好間町川中子 字八方屋二七番一地先 まで	変更後	三〇・〇 八八・〇	七三・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉 末続停車 場線	いわき市久之浜町末続 字岸内七〇番地先から	変更前	A 六・二 九・五	一八一・九
	同 市久之浜町末続 字代一九番地先まで	変更後	A 六・二 九・五	一八一・九
同 郡同 町大字関 都字上ノ山二二一 番ハ地先まで	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字前浜七〇番一地先 から	変更前	B 一三・〇 三七・〇	三八一・〇
	耶麻郡猪苗代町大字壺 楊字前浜七〇番一地先 から	変更後	B 一三・〇 三七・〇	三八一・〇

(道路計画課)

公 告

公告第41号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車メンテナンス業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年2月14日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総務部公用車メンテナンス業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年3月10日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室総務課

電話024-521-7026

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年3月10日（月）午後5時15分までに必着のこと。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成26年2月14日（金）から同年3月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年3月7日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月27日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年3月26日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成26年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: The car maintenance service from General Administration Department in General Affairs Division of Fukushima prefecture 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 27 March 2014

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 26 March 2014

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Finance Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7026

(総務課)

公告第四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十六年二月四日

二 名称

特定非営利活動法人ふるさと

三 代表者の氏名

齋藤 一美

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区高見町二丁目百四十四番地ノ六

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南相馬市を中心とする放射線災害の被害を受けた地域の市民に対して、放射線災害からの復興に関する事業を行い、市民の安心と安全を確保するとともに、地域社会の復興とさらなる発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

三和土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

監事 合津 音久 いわき市三和町合戸字駅三七番地

（農村計画課）

公告第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画区域区分を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更する土地の区域

福島市北沢又のうち字愛宕、字下台前、字柳下、字番匠田、字新田及び字外新田の全部の区域

福島市北沢又のうち字大和田前、字土田、字中清水、字下台、字台前、字下釜、字出符及び字川原田の各一部の区域

福島市南沢又字上番匠田の全部の区域

福島市南沢又字上河原の一部の区域

福島市松川町字西長壇の一部の区域

福島市沖高のうち字西谷地、字樋越及び字穴田の各一部の区域

福島市さくら一丁目の一部の区域

福島市岡島のうち字宮田、字宮沢及び字天神平の各一部の区域

伊達市保原町上保原のうち字向台、字久シ原、字細田入、字遍照原及び字新田前の各一部の区域

各一部の区域

縦覧場所

福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課及び伊達市建設部都市計画課

縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

意見書の提出

県北都市計画区域区分を変更する案について、福島市内及び伊達市内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

公告第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画区域区分を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更する土地の区域

郡山市熱海町上伊豆島のうち字井戸ヶ作、字馬立、字塩ノ沢、字二升蒔、字柳作、字中館、字堀向、字北ノ沢、字館、字西畑、字中森、字横峯、字蛭沢及び字橋下の各一部の区域

郡山市熱海町安子島字南山の一部の区域

郡山市熱海町長橋字反田山、字反田、字廻山及び字沼ノ沢の各一部の区域

縦覧場所

福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課及び郡山市都市整備部都市計画課

縦覧期間

平成二十六年二月十四日

意見書の提出

郡山市熱海町安子島字南山の一部の区域

郡山市熱海町長橋字反田山、字反田、字廻山及び字沼ノ沢の各一部の区域

縦覧場所

福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課及び郡山市都市整備部都市計画課

縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで
四 意見書の提出

県中都市計画区域区分を変更する案について、郡山市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画区域区分を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

会津若松市河東町広田字堤西の一部の区域

二 縦覧場所

福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課及び会津若松市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

四 意見書の提出

会津都市計画区域区分を変更する案について、会津若松市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

県北都市計画区域

二 縦覧場所

福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市計画課、桑折町地域整備課及び国見町建設課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで
四 意見書の提出

県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、福島市内、伊達市内、桑折町内及び国見町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

霊山都市計画区域

二 縦覧場所

福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課及び伊達市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

四 意見書の提出

霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、伊達市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

川俣都市計画区域

二 縦覧場所

福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課及び川俣町建設水道課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで
意見書の提出

四 川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、川俣町内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二本松市のうち

赤井沢、安達ヶ原一丁目、安達ヶ原二丁目、安達ヶ原三丁目、安達ヶ原四丁目、安達ヶ原五丁目、安達ヶ原六丁目、安達ヶ原七丁目、鏡溜石、伊佐沼町一丁目、伊佐沼町二丁目、石ノ花、石畑、板目沢、市海道、井戸神、岩崎、丑子内、乳母沢、上原、榎戸一丁目、榎戸二丁目、大石ヶ作、大坂、大沢、大関、大壇、大平山、大森沢、落合、表一丁目、表二丁目、郭内一丁目、郭内二丁目、郭内三丁目、郭内四丁目、隠里、片岸、金色、金色久保、冠木、上新田、上葉木坂、上平内、亀谷一丁目、亀谷二丁目、唐谷山、借宿、北トロミ、木藤次郎内、木ノ崎、木ノ根坂、向陽台、郡山台、小関、古家、才木山、西光内、在師、幸町、茶園一丁目、茶園二丁目、栄町、作田、笹屋、沢松倉、三合内、三雄山、塩沢字茱萸塚山、塩沢字茱萸塚山国有林、塩沢町一丁目、塩沢町二丁目、下町、島ノ内、下平、下ノ内、下山田、上竹一丁目、上竹二丁目、正法寺町、新座、新田、新林、水神、末広町、菅田、杉田駄子内、杉田仲之内、杉田町一丁目、杉田町二丁目、杉田町三丁目、碓石、住吉、諏訪原、関、瀬ノ上、反返、反田、大根畑、大作、高越松ヶ作、高越屋戸、高田、高西、高平、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀、岳温泉横森、竹柄、竹田一丁目、竹田二丁目、岳東町、立石、館野一丁目、館野二丁目、館野三丁目、館野四丁目、館野原、垣子内、長者宮、長命、槻木、鉄扇町、峠、藤太郎内、藤之前、十神、遠西、苗松、中江、中里、永田一丁目、永田二丁目、永田三丁目、永田四丁目、永田五丁目、永田六丁目、永田字長坂国有林、永田鍛冶内、永田才木、永田積内、永田馬保内、永田御堂内、中ノ目、中山田、七ツ段、成上、成田日向、成田町一丁目、成田町二丁目、二伊滝一丁目、二伊滝二丁目、二伊滝三丁目、西池、西町、根崎一丁目、根崎二丁目、

萩坂、八万館、羽石、馬場平、原七天ヶ作、原七大畑、原七笠張、原七上平、原七上ノ内、原七川原、原七才木、原七諏訪、原七堰下、原七仲谷地、原七日照田、原七山口、原田、東裏、東町、毘沙門堂、毘沙門堂山、姫子松、平石高田一丁目、平石高田二丁目、平石高田三丁目、平石高田四丁目、袋内、二又、不動、不動平、舟石、舟形石、舟形石山、坊主滝、細野、前田、前原、松岡、南トロミ、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、三原町、三保内、宮沢、宮戸、向作田、向原、本町一丁目、本町二丁目、諸越谷、薬師、社前、休石、休石原、屋戸入、矢ノ戸、山田、雄平台、湯川町、若宮一丁目、若宮二丁目、油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目及び米沢の全部の区域

二本松市渋川のうち

字赤木内、字赤坂、字揚山、字石ヶ森、字白石、字間井谷地、字上原、字大桑田、字大久保、字大壇、字大森越、字柿ノ内、字囲壇、字上岩崎、字上黒沼、字上田子屋、字上弘川、字北裡、字北柿ノ内、字木明内、字栗子森、字栗木内、字黒沼、字黒谷地、字桑原、字後座内、字小壇、字五郎兵衛、字才ノ神、字柴林、字下岩崎、字下柿ノ内、字下黒沼、字下田子屋、字下原、字下弘川、字蛇森、字十文字、字新大桑田、字新木明内、字神社前、字神明、字神明森、字枳松、字双柳、字大黒、字大黒前、字田子屋、字館、字館前、字館山、字仲平、字坪ヶ作、字鶴時田、字堂返、字稲荷里、字取揚、字西金成田、字西角、字二本柳、字沼前、字羽黒下、字羽黒山、字八介沢、字八人首、字羽山、字弘川、字原新田、字東金成田、字舟山、字星地藏、字南柿ノ内、字宮久保、字宮前、字向黒、字向坂、字向田子屋、字向山、字谷地橋、字柳下、字油玉田及び字脇久保の全部の区域

二本松市吉倉のうち

字白石、字白石山、字上古屋、字古屋前、字下古屋、字諏訪上、字諏訪越、字諏訪下、字諏訪前、字諏訪山、字畑田、字東古宿、字日黒及び字広窪の全部の区域並びに字中田の一部の区域

二本松市小沢のうち

字原及び字柳原の全部の区域
二本松市下川崎字上平の全部の区域
二本松市小浜のうち

字上館、字北月山、字下館、字反町、字鳥居町、字新町、字広惣内、字藤町、字不動滝、字古明神、字本町及び字芳池の全部の区域

二本松市上長折のうち

字片倉、字行部内、字下館及び字滝の全部の区域
二本松市下長折のうち

字大柱、字下ノ内、字後向、字除、字前及び字真角の全部の区域並びに字移川及び字藤の一部の区域
二本松市西勝田のうち

字安斎窪、字植松、字牛坂、字柏木田、字鞍掛、字七合畑、字杉内、字立坂、字

館ノ越、字つづじ山、字樋ノ口及び字山下の全部の区域
本宮市の都市計画区域
安達郡大玉村の都市計画区域

三 縦覧場所
福島県北建設事務所企画管理部企画調査課、二本松市建設部都市計画課、本宮市建設部まちづくり推進課及び大玉村建設課

四 縦覧期間
平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出
二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、二本松市内、本宮市内及び大玉村内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

二 縦覧場所

福島県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市整備部都市計画課、須賀川市建設部都市整備課及び鏡石町都市建設課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

四 意見書の提出

県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、郡山市内、須賀川市内及び鏡石町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該

都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域
石川都市計画区域

二 縦覧場所

福島県中建設事務所企画管理部企画調査課、石川町都市建設課、浅川町建設水道課、玉川村地域整備課及び平田村地域整備課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

四 意見書の提出

石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、石川町内、浅川町内、玉川村内及び平田村内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、三春都市計画区域、田村東部都市計画区域、常葉都市計画区域及び船引都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域
田村三春小野都市計画区域

三 縦覧場所

福島県中建設事務所企画管理部企画調査課、田村市建設部都市計画課、三春町建設課及び小野町地域整備課

四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出

三春都市計画区域、田村東部都市計画区域、常葉都市計画区域及び船引都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、田村市内、三春町内及び小野町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福

島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び埴都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

県南都市計画区域

三 縦覧場所

福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課、西郷村建設課、泉崎村建設水道課、中島村建設課、矢吹町都市建設課、棚倉町建設課及び埴町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出

県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び埴都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、白河市内、西郷村内、泉崎村内、中島村内、矢吹町内、棚倉町内及び埴町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

会津都市計画区域

二 縦覧場所

福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで
意見書の提出

公告第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

会津高田都市計画区域

二 縦覧場所

福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課及び会津美里町建設課

三 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

四 意見書の提出

会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、会津美里町内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

会津坂下町及び湯川村に係る都市計画区域

三 縦覧場所

福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津坂下町建設部建設班及び湯

川村産業建設課

四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出

会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、会津坂下町内及び湯川村内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

喜多方市のうち

字落合、字稲清水、字山ノ神、字馬場、字寺西、字村西、字宮西、字寺南、字五ノ神、字惣座宮、字西町、字南町、字北町、字加登、字桜町、字大豆田、字長面、字蒔田、字舞台田、字梨子ノ木、字瀬戸、字二本木、字畑台、字中台、字柳清水、字南原、字沢ノ目、字台、字原田、字上江、字下江、字銭田、字越巻、字籠田、字台添、字分田、字広面、字大谷地田、字屋敷免、字石田、字東町、字四百苧、字井戸尻、字江中子、字六枚長、字窪田、字南條、字西井戸尻、字川原田、字下川向、字中川原、字上川向、字緑町、字一丁目、字二丁目、字寺町、字三丁目、字町尻西、字寺田、字扇田、字前田、字常盤町、字寺町南、字慶徳道下、字館野、字鶴巻、字慶徳道上、字坂井道上、字道円測、字見頃道下、字飯田道上、字樋越、字壇ノ前、字中寺、字中清水、字蝦蟇測、字見頃道上、字御茶屋、字東小原、字経壇東、字宗匠壇、字水上、字沼田、字小田付道上、字小田付道下、字細田、字御清水東、字梅竹、字稲荷宮、字御清水南、字柳原、字六百苧、字御清水、字沢ノ免、字谷地田、字町尻東、字大道田、字小田、字百苧田、字中島、字東川原田、字川原田西、字行作、字谷地田上、字大坪、字川下、字東籠田、字西籠田、字前田上、字永久、字一本木上、字一本木下、字長内、字大道端、字中谷地、字大谷地、字三百苧、字五百苧、字砂子田、字千苧新道下、字町田下、字中田、字千苧道下、字下川原、字千苧道上、字千苧中道上、字太子堂、字千苧、字町田、字七百苧、字古寺、字市道、字北原、字天満前、字町西、字町北、字番帳免、字長源段、字経壇、字花

園、字諏訪、字さつきが丘、字桜ガ丘一丁目、字桜ガ丘二丁目、字常盤台、字大荒井、字西四ツ谷、字青葉台、字押切一丁目、字押切二丁目、字押切三丁目、字押切東一丁目、字押切東二丁目、字押切南一丁目、字清水台一丁目、字清水が丘一丁目、字清水が丘二丁目、字通船場、東桜ガ丘一丁目、東桜ガ丘二丁目、字北町上、字窪屋敷、字元諏訪、字向谷地、字小原、字西小原、字谷地及び字東台の全部の区域
喜多方市松山町の全部の区域
喜多方市上三宮町上三宮の全部の区域
喜多方市上三宮町吉川のうち
字堂前、字南中、字別当屋敷、字北中、字三島、字杉本カラケ、字比津井田、字シケ畑、字日照畑、字南館、字村東、字家下、字廣面、字榎田、字館の下、字向館、字赤崎作、字堂泓、字中道、字宮田、字鴨田、字蛭田、字地藏免、字大畑、字山道下、字北石田、字濁川端向、字燈明田、字吸右衛門作、字北川原、字上川原、字藤木、字原田、字田付道下、字於前の分、字外原、字金畑、字台畑、字檀の前、字彦四郎分、字大荒井道下、字大荒井前、字下川原、字道欲測、字前田免、字下三宮、字井戸尻、字和尚權、字西大寄、字七十刈、字上新田、字東大寄、字川原田、字長泥、字摺屋敷、字四分一、字弥五作、字反田、字中川原、字吉田、字飯塚、字清水尻、字新屋敷、字黒沢、字開傳原、字上人作、字石田、字大坪、字越法田、字北廣畑、字南廣畑、字瀧沢、字鹿畑、字林下、字館中、字橋向、字山作、字南上川原、字熊鷹、字北原、字相ノ沢及び字山ノ神の全部の区域
喜多方市上三宮町三谷のうち

字葡萄沢、字北原新田、字西村、字前の島、字下前田、字屋敷中、字舟渡田、字下三山道南、字茅畑、字甚右工門畑、字北屋敷、字馬場の上、字般若田道上、字般若田道下、字般若田、字石田、字小深田、字前田道下北、字前田道下、字下間々下、字三百刈、字川原田、字向川原、字堰場、字桶田、字小森田、字上間々下、字八ノ作、字上桶田、字大坪、字台、字サクミ作、字塔寺免、字甚右工門田、字西宅北、字林南、字讓屋、字村北道南、字村北道北、字飛鳥前、字山本、字山本北、字山瀧、字山本東、字根小屋、字老家内、字老家道南、字高橋沢、字瀬戸田、字村北道東、字南宅地、字家東、字落見、字前田、字長田、字中田、字門明田、字穀成、字大坪北、字下川原、字崩差、字砂田、字厚畳、字古酒田、字上川原、字館跡、字間々上、字最上田、字松野堰西、字松野堰際、字濁川端北、字松野堰東、字北丘人測、字永田、字館の北、字高橋、字清水尻、字小荒田、字五分一村北、字五分一及び字老家の全部の区域

喜多方市岩月町入田付のうち

字西桜壇、字東桜壇、字原添、字駒形、字七曲、字亀岩尻、字広原、字亀岩及び字大杉の全部の区域
喜多方市岩月町宮津のうち

字馬場、字宮地、字西馬場、字南沢田、字広面、字川原田、字小市作、字下村前、字下村、字東馬場、字南谷地、字台、字台田、字西ノ前、字笹の上、字西原、字銭

神、字西ノ後、字田中、字堂の後、字宮東、字滝川、字東谷地、字滝川前、字滝川後、字村東、字村前、字飛屋敷、字四百苧、字南原、字畑添、字腰巻、字林添、字宮の前、字寺西、字中田付、字北向、字家ノ東、字東原、字向台上、字向台下、字前谷地、字家の前、字荒田、字五百苧、字大沢、字岩崎、字西荒田、字井戸尻、字原ノ坊、字原田、字若宮、字西田窪、字弘海壇、字堰東、字畑ケ田西、字原ノ坊前、字大門、字道下東、字下新田、字堀下、字道下西、字道上、字鳥ケ屋敷、字林崎、字元添、字柏原廻り、字小原、字家の北、字宮ノ前、字寺西、字堤田、字山ノ下、字北原、字火付沢、字土橋、字勝耕作、字沢田、字惣社原、字桜壇、字畑ケ田、字清水上、字家ノ後、字家ノ東、字向台上、字家ノ前、字五百苧、字家ノ北、字寺窪前、字寺山、字家ノ上、字前坂、字中峠、字中山、字沢ノ上、字西ノ山、字坂下、字鳥ケ墓、字勝負沢、字家ノ下、字家ノ向、字長窪、字上方、字三十苧、字向台下、字三津谷、字中田付東及び字中田付西の全部の区域

喜多方市岩月町榎野の全部の区域

喜多方市岩月町喜多方の全部の区域

喜多方市岩月町大都のうち

字孫六田、字猫ノ尾、字田向、字諏訪前、字前田、字北村前、字阿合、字諏訪後、字神田作、字五十苧、字前川原、字名木ノ原、字荒田、字江中子、字下弥唐巻、字館ノ内、字堂ノ前、字上弥唐巻、字広面、字下清水、字屋敷、字家ノ後、字東前田、字土屋敷、字衛門作、字興助作、字上清水、字田島屋敷、字中川原前、字窪田、字六百苧、字鳥井田、字極田、字反田、字石田、字一本木、字聖ノ宮、字寺前、字沢ノ目、字寺西、字谷地、字菅田、字後生免、字宮の前、字石神、字中川原後、字西畑、字広畑、字品ノ木、字阿弥陀堂、字松原、字中道、字本木、字大名、字道角川原、字六角、字扇田、字番状免、字東村、字西村、字宮ノ先、字寺前、字後生免、字長窪、字ウルイ坂、字葛蒲沢、字中山、字林ノ下、字平石、字吹屋沢、字山ノ神、字上ノ台、字大沢入及び字芋窪の全部の区域

喜多方市関柴町関柴のうち

字六百苧、字姥柳、字稲荷宮、字中江、字代官作、字山道端、字川原、字村東、字関柴、字前田、字石ノ堂、字川又前、字戌亥谷地、字大田、字赤坂前、字ツクノ下、字北畑、字阿弥陀堂、字中道南、字中道北、字赤坂、字上ノ代、字西城、字外赤坂、字元諏訪、字打入、字上打入、字下大窪、字甘草苧、字打入東、字蟹沢入、字西打入、字寺入、字五倫、字赤坂後、字下打越、字寺後、字寺の後、字打越、字東打越、字諏訪の上、字入柴西、字黒が沢、字門光寺後、字諏訪後、字万太郎沢、字墓の後、字経塚、字権現沢、字門光寺、字高橋西、字町田、字高橋、字堂ノ下、字平石、字清水尻、字館ノ内、字諏訪の下、字山口平、字黒岩、字黒岩下、字九良右エ門、字滝の下及び字滝の平の全部の区域

喜多方市関柴町下柴のうち

字道尻、字道下、字内後田、字庄遠田、字下の代、字向川原、字西川原、字上の代、字天神前、字大門口、字東住、字市道上、字山道上、字後田、字馬場田、字堰根、字姥堂、字荒屋敷、字塙の内、字寺田、字的場、字芝原前、字千代峯、字芝沢、

字村東、字天ヶ作、字墓の前、字小松、字三十苧、字樋口、字西谷地、字台畑、字台、字家の前、字上小松、字寺の前、字大門、字北畑、字山の神、字家ノ後、字馬上免、字三百苧、字窪田、字堰場、字雨ヶ作山、字大門山、字骨土入、字長光窪、字糖敷沢、字石堂、字石堂沢、字羽山堂、字駒坂、字二本木沢、字滝下及び字川音の全部の区域

喜多方市関柴町平林の全部の区域

喜多方市関柴町三津井の全部の区域

喜多方市関柴町上高額の全部の区域

喜多方市関柴町西勝の全部の区域

喜多方市関柴町豊芦の全部の区域

喜多方市熊倉町熊倉のうち

字柳内、字中川、字大門、字物江、字高畑、字東裏、字熊倉、字杉の下、字花立、字五千苧、字四千苧、字大竹、字クネ添、字壇の前、字宮西、字宮西端、字鈴木、字段袋、字小塩川端、字中里向、字八丁、字小塩川端向、字比丘谷地、字西割田、字後谷地、字江添、字西裏、字町尻、字新田、字大坪、字羽曾部、字原田、字元本、字籠田、字地藏面、字八丁前、字柳原北、字西柳原、字柳原、字柳原添、字中谷地、字舞台田、字南柳原、字明七、字大道東、字下川原、字中川原、字後川原、字松の下及び字高城下の全部の区域

喜多方市熊倉町新合のうち

字小沼、字村西、字上川原、字ラソノコへ、字揚場、字西町尻、字東町尻、字畑中、字辻道下、字辻、字村東、字小原、字川原、字壇前、字羽黒森、字日照田、字家の北、字金沢、字竹花及び字辻西の全部の区域

喜多方市熊倉町都のうち

字反田、字村中、字町尻西、字町尻東、字欠の下、字高柳、字諏訪後、字上川原、字三百苧、字梨子木、字館の前、字宮の前、字村西、字下川端、字赤羽、字権現森、字輪具、字作田及び字上の代の全部の区域

喜多方市慶徳町松舞家のうち

字免田、字稲荷前、字北稲荷前、字天神前、字天神宮、字上村、字沢向、字百目貫、字沢田、字北新町、字松野、字木曾の原、字下根桶巻、字下中江、字武の巻、字藤の巻、字重檀、字角田、字雪船田、字三貫堰、字一本柳、字原添、字反町、字よし谷地、字葎谷地、字中町、字北の窪前、字地藏免、字三角田、字上中江、字上根柄巻、字上江、字上田、字北の窪、字谷地田、字家の前、字舞台田、字窪田、字堰場、字走下り、字下川、字上川、字下川原、字中原、字下台、字広田面、字町尻、字馬場田、字若宮、字坂下、字下古屋敷、字上古屋敷、字堰下、字鶴巻田、字日照田、字石田、字道下、字新町、字古寺前、字台の下、字中台、字上川原、字東飯台田、字西飯台田、字台田、字刃の尾及び字二十四軒の全部の区域

喜多方市慶徳町豊岡のうち

字牛沢、字今町、字木曾原、字千五百苧、字高木、字京八田、字反町、字高八田、字柳町、字上川原、字川原田、字中川原、字上ノ川原、字下川原、字重檀、字中江、

字北城、字上江、字本町、字不動前、字山岸及び字香隈山の全部の区域

喜多方市慶徳町新宮のうち

字館北、字館内、字館東、字前田、字前田道南、字小館、字上川原、字櫻本、字御戸開、字地藏免、字中川原、字下川原、字清水尻、字招本、字畑中、字熊野、字新宮、字神明道下及び字北城の全部の区域

喜多方市慶徳町山科のうち

字六間割、字八人沢、字天神免、字天神塚、字須崎、字出川原、字川端、字藏東、字二渡及び字山崎の全部の区域

喜多方市豊川町の全部の区域

喜多方市塩川町の都市計画区域

喜多方市熱塩加納町加納のうち

字御下甲、字家ノ前甲、字杉ノ坪甲、字桜畑甲、字西ノ宮甲、字白五輪甲、字中道下甲、字下窪甲、字北諏訪田甲、字根岸甲、字下根岸甲、字根岸北甲、字水上甲、字鍋蓋、字中小原、字小原、字上江甲、字西土合甲、字十間館甲、字畑中甲、字鳥林甲、字中大用甲、字谷地中甲、字藤原甲、字板屋甲、字五目甲、字村東甲、字村南甲、字石田原甲、字林林甲、字岩尾道下甲、字窪甲、字北畑甲、字甚蔵新田甲、字大道下甲、字屋敷内甲、字館ノ廻り甲、字堰上甲、字柿木田甲、字古屋敷甲、字蟹沢道下甲、字向新田甲、字藤平田甲、字上三境甲、字館ノ北甲、字村前田甲、字妻ノ神甲、字虚空蔵道下甲、字竹ノ花甲、字根ノ上甲、字鷺田甲、字五十蒨甲、字舞台田甲、字北原甲、字稲荷前甲、字谷地田甲、字畑ヶ田甲、字下原道下甲、字鍛治原甲、字丸山甲、字深沢甲、字鷺生山甲、字山ノ神甲、字坂下甲、字家ノ前原甲、字三角甲、字堰西甲、字堰東甲、字道上堰西甲、字下谷地山甲、字東山甲、字上ノ山甲、字根岸山甲、字上外ヶ原甲、字五目山甲、字鷺田山甲、字五目、字根岸、字添田、字柿田、字村北、字蟹沢、字堂ノ下、字村前、字根岸山及び字水上の全部の区域

喜多方市熱塩加納町宮川のうち

字出尻、字並桜、字墓ノ西、字南原、字中山田前、字山田前、字山田中島、字寺ノ前、字三軒屋敷、字半在家、字寺ノ西、字勘解由畑、字諏訪林、字南末家、字堰上、字中百蒨、字西岩尾、字三島前、字西原、字岩尾、字南澤、字半在家道東、字橋元、字八反田、字上口、字玉屋、字中才、字若宮、字五目道上、字悪水出シ、字五分一堰東、字細田、字北ノ沢、字治平家北、字丸山、字治平家道北、字治郎平作、字深田、字八百蒨、字長山、字山道北、字堰下、字半在家道南、字半在家道北、字岩尾東、字岩尾西、字八反田東及び字八反田西の全部の区域

喜多方市熱塩加納町米岡のうち

字二本木原甲、字桜屋敷前乙、字百祭乙、字中和田乙、字家ノ前乙、字山際乙、字原田乙、字下平乙、字北原乙、字針生乙、字堰下乙、字下台乙、字上台乙、字天野澤乙、字田田澤乙、字田田乙、字東田田乙、字長坂乙、字田田原乙、字堂ノ後乙、字日照屋敷乙、字桜屋敷乙、字上野丙、字寺内丙、字中ノ澤東丙、字中ノ澤西丙、字大工屋敷丙、字元屋敷西丙、字反田丙、字横堀丙、字五輪前丙、字元木丙、字横

堀後丙、字田田原丙、字下川原丙、字稲荷坂丁、字窪田丁、字窪ノ上丁、字下川原丁、字尾畑腰丁、字田中丁、字田尻丁、字日照田丁、字間々ノ上丁、字宮ノ前丁、字堰下丁、字寺ノ西丁、字寺ノ北丁、字中ノ段丁、字段ノ下丁、字京仙坂丁、字上日照田丁、字入組五倫丁、字田田原丁、字下ノ川丁、字北原丁、字大西丁、字八百蒨戊、字家ノ前戊、字中川原戊、字市野々戊、字中川原前、字下田中前、字明戸前、字堰下、字大西原、字段ノ下、字日照田原、字日照田前、字上野前、字上野後、字田田前、字上野原、字桜屋敷前、字下針生、字中川原、字平名森及び字市野々の全部の区域

喜多方市熱塩加納町相田のうち

字中道東乙、字中道西乙、字西ノ前乙、字小松原乙、字大美濃原乙、字坊頭林乙、字十二神乙、字下原乙、字下内裏乙、字上内裏乙、字下ノ台乙、字大林乙、字五百蒨乙、字前田乙、字東前田乙、字東原乙、字下川原乙、字上川原乙、字大森乙、字大森、字西原及び字金屋の全部の区域

喜多方市熱塩加納町熱塩のうち

字下湯坂甲、字上湯坂甲、字前川原下甲、字向川原下甲、字東黒川丙、字雀田丁、字前田丁、字西黒川丁、字天神林丁、字黒川及び字雀田の全部の区域

喜多方市熱塩加納町山田のうち

字道西甲、字山新田甲、字細田甲、字於伊勢ノ前甲、字赤崎甲、字羽山甲、字元屋敷甲、字千蒨田後甲、字千蒨田甲、字大明神前甲、字関根道下甲、字前田甲、字関根道上甲、字清左エ門東甲、字川原田甲、字ムク田甲、字津野道下甲、字荒新田甲、字稲干場甲、字俣ノ上甲、字堂ノ下甲、字堂ノ下堰東甲、字湯坂乙、字水尻乙、字赤崎道上乙、字中川原乙、字下川原乙、字栗生沢乙、字湯坂、字水尻、字栗生沢、字道上、字道下、字赤崎及び字道西の全部の区域

三 縦覧場所

福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課及び喜多方市建設部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

五 意見書の提出

喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、喜多方市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

- 一 都市計画を変更する土地の区域
- 二 猪苗代都市計画区域

福島県知事 佐藤 雄 平

- 三 縦覧場所

福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課、猪苗代町建設課及び磐梯町建設課

- 四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

- 五 意見書の提出

猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、猪苗代町内及び磐梯町内の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画を変更する土地の区域
- 二 西会津都市計画区域

- 三 縦覧場所

福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課及び西会津町建設水道課

- 四 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

- 五 意見書の提出

西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、西会津町内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項に準用する同法第十七条第一項の規定により、田島都市計画区域及び伊南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 都市計画を変更する土地の区域
- 四 南会津都市計画区域

- 五 縦覧場所

福島県南会津建設事務所企画管理部企画調査課及び南会津町建設課

- 六 縦覧期間

平成二十六年二月十四日から同月二十八日まで

- 七 意見書の提出

田島都市計画区域及び伊南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、南会津町内の住民及び利害関係人は、都市計画法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第62号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年 2月14日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバイメータ 1,100台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ニーズ 福島県福島市本内字南街道下1番地1
- 5 落札金額
26,033,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年10月25日

(入札用度課)

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十六年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。
平成二十六年二月十四日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A (男性・一般) 警察官A (女性・一般)	二十五名程度 五名程度	昭和五十五年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したものの若しくは平成二十六年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

- 1 第一次試験
 - (一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。
 - (二) 論文試験
- 2 第二次試験

- (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 体力検査
 - (四) 身体検査(測定方式)
 - (五) 身体検査(持参方式)
- 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成二十六年五月十一日(日)	福島市	平成二十六年五月三十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十六年六月二十六日(木)から同月二十九日(日)までの四日間のうち指定する二日	福島市	平成二十六年八月十三日(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(山木屋駐在所、江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、広野駐在所、楢葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除きます。)において配布します。

2 受験の申込み
 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間
 (一) 申込受付期間
 平成二十六年三月十四日(金)から同年四月十一日(金)までです(郵便による申込みは、同年四月十一日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年三月十四日(金)から同年四月八日(火)までです。
 (二) 申込受付時間
 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十六年四月八日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給
 この試験に合格し、採用されると、二〇八、〇〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与
 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

6 合格から採用まで
 合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

7 問い合わせ先
 この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)に問い合わせてください。

別表
 教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

- 社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年十二月二十四日付け号外第七十号中

四	上	後ろか ら一〇	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律
---	---	------------	----------------------------------	---------------------------------

○平成二十六年二月七日付け定例第二千五百六十二号中

四五	上	目次中	一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件	一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加するものに必要な資格等を定める件
----	---	-----	---	--